

豊明市妊活前ペア検査費用助成

豊明市では、令和8年4月1日から子どもを授かることを希望するご夫婦（事実婚関係を含む*）が早期に検査を受け必要に応じて適切な不妊治療が始められるよう、検査費用の一部の助成を開始しました。下記をご確認いただき、当てはまる方はご申請ください。申請を受理した日から1か月程度審査を実施し、“豊明市不妊治療前検査費用助成決定（却下）通知”を送付します。決定した場合、通知送付後1か月以内に申請された口座に入金させていただきます。

1. 対象者（下記すべてに当てはまる方）

- ① 婚姻関係にある夫婦（法律婚もしくは事実婚*）で、双方又はいずれか一方が検査日及び申請日において豊明市に住所を有するものであること。
- ② 健康保険各法に加入する被保険者、組合員又はその被扶養者であること。
- ③ 保険適用外の検査を夫婦そろって受けていること。（やむを得ず別日の場合は3か月以内）
- ④ 検査を行った期間の初日が、令和8年4月1日以降であること。
- ⑤ 検査を行った期間の初日における妻の年齢が保険適用の不妊治療対象年齢未満であること。
- ⑥ 助成対象の検査において、他の自治体から助成を受けていないこと。

*事実婚の場合、住民票で事実婚と確認できる、またはパートナーシップ登録がされている方が対象

2. 助成対象となる検査（下記すべてに当てはまる検査）

(1) 日本国内の保険医療機関にて行った保険適用外の検査

(2) 医師が不妊の原因となり得る疾病等を確認するために実施する検査と認めるもの

助成対象外

- 食事代、差額ベッド代及び文書料等、検査外の費用
- 不妊症等の診断をされた後に実施した保険適用の検査
- 夫婦それぞれの検査開始日が3か月以上経過している検査

3. 助成金額

検査に要した費用 × 7/10 もしくは 50,000円

どちらか低い金額が助成対象です。

4. 申請方法

▶ オンライン申請

▶ <https://ttzk.graffer.jp/city-toyoake/smart-apply/apply-procedure-alias/hunintiryoumaekensahi-josei>

▶ 来庁申請（予約制）

どちらの申請方法でも、右記2次元コードから申請できます。

豊明市公式LINEをお友達登録すると手続きに進みます。



<問合せ先> 豊明市役所子育て支援課おやか健やか係

電話番号：0562-85-3950（平日9：00～17：00） 住所：豊明市新田町子持松1番地1

ホームページ： <https://www.city.toyoake.lg.jp/23842.htm>

5. 申請に必要なもの

- (ア) 豊明市不妊治療前検査受診等証明書(様式第2号)：ホームページ等からダウンロードし、受診医療機関に記載してもらう必要があります。(食事代・個室代・容器代・文書料等は助成対象外)
- (イ) 豊明市不妊治療前検査費用助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)：ホームページからダウンロードし、記入してください。
- (ウ) 医療機関における領収金額及び検査項目がわかる領収書及び診療明細書等
- (エ) 夫婦双方又はいずれか一方豊明市に住民票があると証明できる住民票(発行手数料は助成対象外)
- (オ) 婚姻関係にある夫婦(法律婚もしくは事実婚*)であるという証明ができる戸籍謄本等(発行手数料は助成対象外)
- (カ) 申請者名義の振込先がわかる通帳もしくはキャッシュカード

※検査の実施から、6か月以内に申請していただく必要があります。ご注意ください。

<申請方法によって申請に必要なものの準備形式が異なります>

必要なもの	同意の有無	オンライン申請	来庁申請
(ア)	-	医療機関が記載した紙面をスキャナや画像で保存してください。	医療機関が記載した紙面(原本)を提出してください。
(イ)	-	電子申請内で直接入力しますので、紙面は不要です。	事前に印刷した紙面に記入し持参、もしくは来庁時に記入も可能です。
(ウ)	-	(ア)に記載されている領収年月日以内に発行されている合計金額が領収金額になる領収書と診療明細書をスキャナや画像で保存してください。(1ファイルに複数枚の書類は可能)	(ア)に記載されている領収年月日以内に発行されている合計金額が領収金額になる領収書と診療明細書のコピーを提出してください。
(エ)	有	住民票の確認は省略可能です。	住民票の確認は省略可能です。
	無	名前・生年月日・住所が記載されている書類(住民票等)をスキャナや画像で保存してください。	名前・生年月日・住所が記載されている書類(住民票等の原本)を提出してください。
(オ)	有	夫婦双方が豊明市民であり、法律婚もしくは行政へ届出がある場合は省略可能です。夫婦一方が豊明市民でない、もしくは行政へ届出のない事実婚の場合は、夫婦を証明できる書類(戸籍謄本等)をスキャナや画像で保存してください。	夫婦双方が豊明市民であり、法律婚もしくは行政へ届出がある場合は省略可能です。夫婦一方が豊明市民でない、もしくは行政へ届出のない事実婚の場合は、夫婦を証明できる書類(戸籍謄本等の原本)を提出してください。
	無	婚姻関係にある夫婦(法律婚もしくは事実婚)であるという証明ができる書類(戸籍謄本等)をスキャナや画像で保存してください。	婚姻関係にある夫婦(法律婚もしくは事実婚)であるという証明ができる書類(戸籍謄本等の原本)を提出してください。
(カ)	-	振込先に入力した金融機関名(コード)・支店名(コード)・口座名義人がわかる通帳のページやキャッシュカードをスキャナや画像で保存してください。	振込先に入力した金融機関名(コード)・支店名(コード)・口座名義人がわかる通帳のページやキャッシュカードのコピーを提出してください。

- オンライン申請・コピーの提出の場合、紙面の文字が確認できるものとしてください。(画質によって確認できない場合は再度提出をお願いする場合があります。)
- 電子申請でアップロードできる拡張子は、.pdf か .jpeg に限ります。
- 来庁申請の場合、市役所内にコピー機がありますが、手続きする部屋からは離れています。(事前にコピーすることを推奨しております。)
- 来庁申請の場合は、金額確認等を実施するため30分程度お時間をいただいております。